

**「指定訪問介護」 「総合事業訪問介護」  
重要事項説明書**

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(広島県指定 第 3470500350 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援１～２」「要介護１～５」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

|                            |   |
|----------------------------|---|
| １．事業者 .....                | １ |
| ２．事業所の概要 .....             | １ |
| ３．事業実施地域及び営業時間 .....       | ２ |
| ４．職員の体制 .....              | ２ |
| ５．当事業所が提供するサービスと利用料金 ..... | ３ |
| ６．サービスの利用に関する留意事項 .....    | ７ |
| ７．苦情の受付について .....          | ９ |

**１．事業者**

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| (１) 法人名   | 社会福祉法人 呉同済義会                    |
| (２) 法人所在地 | 広島県呉市中央５丁目１２番２１号                |
| (３) 電話番号  | ０８２３－２１－５３９５ (FAX ０８２３－２５－３５０３) |
| (４) 代表者氏名 | 会長 三宅 清嗣                        |
| (５) 設立年月  | 大正１０年６月１６日                      |

**２．事業所の概要**

- |            |                                                                                            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (１) 事業所の種類 | 指定訪問介護      総合事業訪問介護<br>*当事業所は介護老人福祉施設 温養院に併設されています。                                       |
| (２) 事業の目的  | 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、訪問介護サービスを提供します。 |

- (3) 事業所の名称 ホームヘルプサービス 温養院  
 (4) 事業所の所在地 広島県呉市焼山中央6丁目6番13号  
 (5) 電話番号 0823-33-3077 (FAX0823-33-3314)  
 (6) 事業所長(管理者)氏名 江口 広美  
 (7) 当事業所の運営方針

運営目標

我々は、地域に開かれた、地域に根ざした、地域に必要とされる施設作りをめざします。

運営方針

我々は、利用者に向かって前向き(利用者本位)の施設運営をめざします。

- (8) 開設年月 平成12年4月1日

- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- [介護老人福祉施設 温養院] 平成12年4月1日指定  
 広島県 3470500442号 定員80名 空床4名  
 [温養院 短期入所生活介護事業所] 平成12年2月8日指定  
 広島県 3470500434号 定員18名  
 [デイサービスセンター あおぎり荘] 平成12年2月8日指定  
 広島県 3470500418号 定員30名  
 [温養院 居宅介護支援事業] 平成11年9月6日指定  
 広島県 3470500079号

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 呉市

- (2) 営業日及び営業時間

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 営業日       | 年 中 無 休             |
| 受付時間      | 2 4 時 間 対 応         |
| サービス提供時間帯 | 7 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 |

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス、総合事業訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種                                 | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 | 職務の内容 |
|------------------------------------|----|-----|------|------|-------|
| 1. 事業所長（管理者）                       | 1  |     |      | 1名   | 兼務    |
| 2. サービス提供責任者                       | 3  |     |      | 3名   | 兼務    |
| 3. 訪問介護員                           |    | 12  |      |      | 専従    |
| (1) 介護福祉士<br>（常勤・非常勤含む）            | 3  | 9   |      |      |       |
| (2) 実務者研修修了者                       |    | 0   |      |      |       |
| (3) 訪問介護養成研修 2 級<br>（ヘルパー2 級）課程修了者 |    | 3   |      |      |       |
| (4) 介護職員初任者研修終了                    |    | 0   |      |      |       |

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。  
（例）週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、  
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

があります。

### （1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

#### ＜サービスの概要と利用料金＞

##### ○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

##### ○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をします。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

#### ① 身体介護

##### ○入浴介助

…ご契約者の入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

##### ○排せつ介助

…ご契約者の排せつの介助、おむつ交換を行います。

## ○食事介助

…ご契約者の食事の介助を行います。

## ○体位変換

…ご契約者の体位の変換を行います。

## ○通院介助

…ご契約者の通院の介助を行います。(但し、ヘルパーの車は利用出来ません。)

## ② 生活援助

### ○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)

### ○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)

### ○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

### ○買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

## <サービス利用料金>

### ① 要護度 1～5 の場合

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。(特定事業所加算Ⅱは含まれていません)

|          | サービスに要する時間                  | 30 分未満     | 30 分以上<br>1 時間未満 | 1 時間以上<br>1 時間半未満 |
|----------|-----------------------------|------------|------------------|-------------------|
| 身体<br>介護 | 1. 利用料金                     | 2, 4 4 0 円 | 3, 8 7 0 円       | 5, 6 7 0 円        |
|          | 2. うち、介護保険から<br>給付される金額     | 2, 1 9 6 円 | 3, 4 8 3 円       | 5, 1 0 3 円        |
|          | 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1－2) | 2 4 4 円    | 3 8 7 円          | 5 6 7 円           |
| 生活<br>援助 | サービスに要する時間                  |            | 4 5 分未満          | 4 5 分以上           |
|          | 4. 利用料金                     |            | 1, 7 9 0 円       | 2, 2 0 0 円        |
|          | 5. うち、介護保険から<br>給付される金額     |            | 1, 6 1 1 円       | 1, 9 8 0 円        |
|          | 6. サービス利用に係る<br>自己負担額 (4－5) |            | 1 7 9 円          | 2 2 0 円           |

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。（要介護認定者対象）

- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）： 2 5 %
- ・ 早朝（午前 6 時から 8 時まで）： 2 5 %
- ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）： 5 0 %

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。（要介護認定者対象）

\*2 人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 初回訪問加算(新規) 2 0 0 単位 / 月

- \* 2 か月間ご利用がなかった場合も初回加算を頂くようになります。  
（例えば 2 カ月以上入院されて、退院後に利用再開される場合など）

☆ 緊急時訪問介護加算（要介護認定者対象） 1 0 0 単位 / 回

## ② 総合事業訪問介護の利用料について

（1 月につき）

- ・ 訪問型独自サービスⅠ（原則として週 1 回程度利用の場合）1, 1 7 6 円
- ・ 訪問型独自サービスⅡ（原則として週 2 回程度利用の場合）2, 3 4 9 円
- ・ 訪問型独自サービスⅢ（原則として週 3 回以上利用の場合）3, 7 2 7 円

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。（限度額を超えた金額には特定事業所加算Ⅱは含まれません）

| 時間   | 30分未満      | 1時間未満  | 1時間30分未満 |
|------|------------|--------|----------|
| 身体介護 | 2,440円     | 3,870円 | 5,670円   |
| 時間   | 20分以上45分未満 | 45分以上  |          |
| 生活援助 | 1,790円     | 2,200円 |          |

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆当事業所は加算を頂いています。（別紙にて）

### ②その他のサービス

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には交付します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

## （３）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。 1kmあたり20円

## （４）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み  
 呉信用金庫 焼山支店 普通預金 4 7 3 5 1 2

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし  
 ご利用できる金融機関： 呉信用金庫 郵便局

ウ. 温養院への直接現金払い

#### (5) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

### 6. サービスの利用に関する留意事項

#### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

#### (2) 訪問介護員の交替

##### ①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

##### ②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### (3) サービス実施時の留意事項

##### ①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

##### \*保険適用となるサービスのみ

\*ケアマネジャーのケアプランに添って作成した介護計画書の内容で行う

## ②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとしします。

## ③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

## （４）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## （５）ハラスメントへの対応について

事業者は適切なサービス提供を行う観点から、ハラスメントを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。また従業者に対する暴言・暴力・ハラスメント等の状況により支援の中断、契約解除を行う場合があります。

## （６）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為もしくは医療補助行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## （高齢者虐待防止）

事業者は、高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資する事を目的に、高齢者虐待の防止と共に虐待の早期発見、早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

- ①身体的虐待②介護・世話の放棄放任（ネグレクト）③心理的虐待④性的虐待⑤経済的虐待（事業所では研修会を年１回以上行うものとする。）

（身体拘束について）

事業者は、当該利用者の生命又は身体を擁護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、ご家族・関係機関と話し合いが行われ、必要と判断された場合とし、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（非常災害時等の発生において）

感染症や災害の発生において利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期事業の再開を図る為の計画（「事業継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

## 8. 苦情の受付について

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

〔職名〕 主任・サービス提供責任者（ 牧野 千晶 ）

○受付時間 毎週月曜日～日曜日

24時間対応（TEL 0823-33-3077）

サービス提供責任者が不在の場合には他の職員が対応し、折返しサービス担当責任者より連絡します。

また、苦情受付ボックスを温養院事務所窓口に設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

|                |                                                                                   |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 呉市 介護保険課       | 所在地 呉市中央4丁目1-6<br>電話番号・FAX 25-2626 22-8529<br>受付時間 8:30～17:15                     |
| 広島県国民健康保険団体連合会 | 所在地 広島市中区東白島町19-49「国保会館」<br>電話番号・FAX 082-554-0783 082-511-9126<br>受付時間 8:30～17:30 |
| 呉市社会福祉協議会      | 所在地 呉市中央5丁目12-21<br>電話番号・FAX 32-2441 32-2443<br>受付時間 8:30～17:15                   |

## 8. 契約の自動更新

ご契約期間は契約日から2年間ですが、それ以後継続して契約する場合は自動更新させていただきます。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービス又は総合事業訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基  
づき重要事項の説明を行いました。

ホームヘルプサービス 温養院

説明者職名 主任・サービス提供責任者 氏名 牧野 千晶 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス又は  
総合事業訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

利用者代理人 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利  
用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

#### 附則

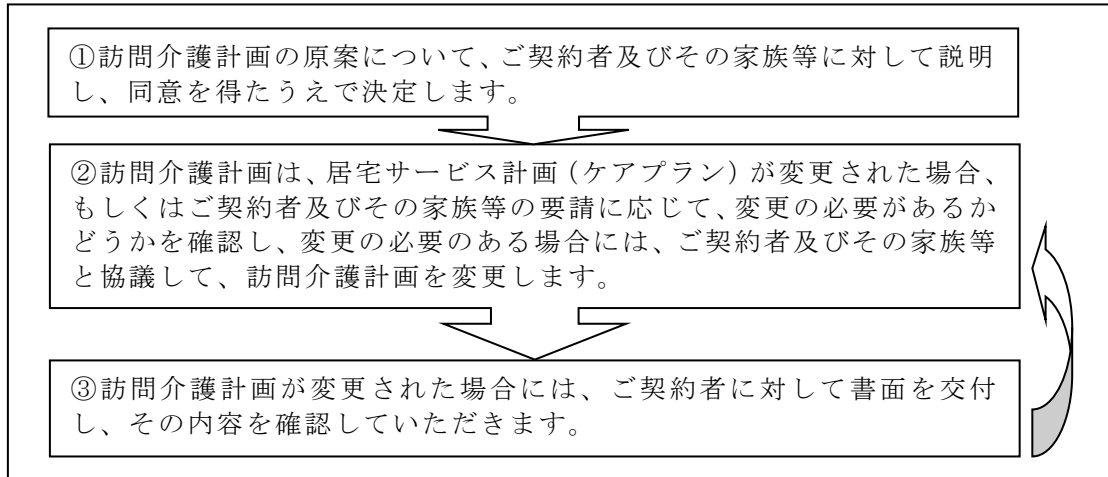
平成12年 4月 1日 施行（介護保険制度開始により）  
平成15年 4月 1日 施行（介護報酬改正により）  
平成18年 4月 1日 施行（介護保険制度改正により）  
平成19年10月15日 施行（苦情受付窓口の変更により）  
平成20年10月25日 施行（職員の人員変更等により）  
平成21年 2月 1日 施行（事業所長 管理者の変更により）  
平成21年 4月 1日 施行（介護報酬改定により）  
平成22年 4月 1日 施行（職員の人員変更等・文書一部変更により）  
平成23年 4月 1日 施行（事業者代表者の変更により）  
平成24年 4月 1日 施行（介護報酬改定により）  
平成26年 4月 1日 施行（介護報酬改定により）  
平成27年 4月 1日 施行（介護報酬改定により）  
平成28年 4月 1日 施行（苦情受付窓口の住所変更により）  
平成28年 9月 1日 施行（提供責任者数の変更等により）  
平成29年11月10日 施行（介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業により）  
平成30年 4月 1日 施行（介護保険制度改正により）  
令和元年 10月 1日 施行（介護報酬改定により）  
令和2年 1月 1日 施行（職員の人員変更等・文書一部変更により）  
令和3年 4月 1日 施行（介護報酬改定・管理者の変更により）  
令和4年 4月 1日 施行（職員の人員変更等・文書一部変更により）  
令和5年 4月 1日 施行（職員の人員変更等・文書一部変更により）  
令和5年 10月 1日 施行（指定更新 職員の人員変更等・文書一部変更により）

|      |    |    |                            |
|------|----|----|----------------------------|
| 令和6年 | 4月 | 1日 | 施行（介護報酬改定・管理者の変更により）       |
| 令和6年 | 6月 | 1日 | 施行（介護報酬改定：特定事業所加算について別紙にて） |
| 令和7年 | 4月 | 1日 | 施工（管理者の変更・職員の人員等の変更により）    |

## <重要事項説明書付属文書>

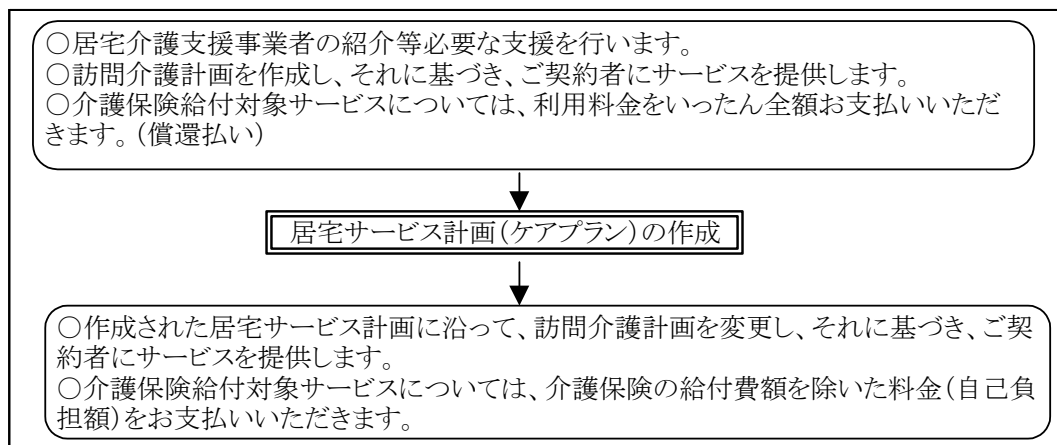
### 1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

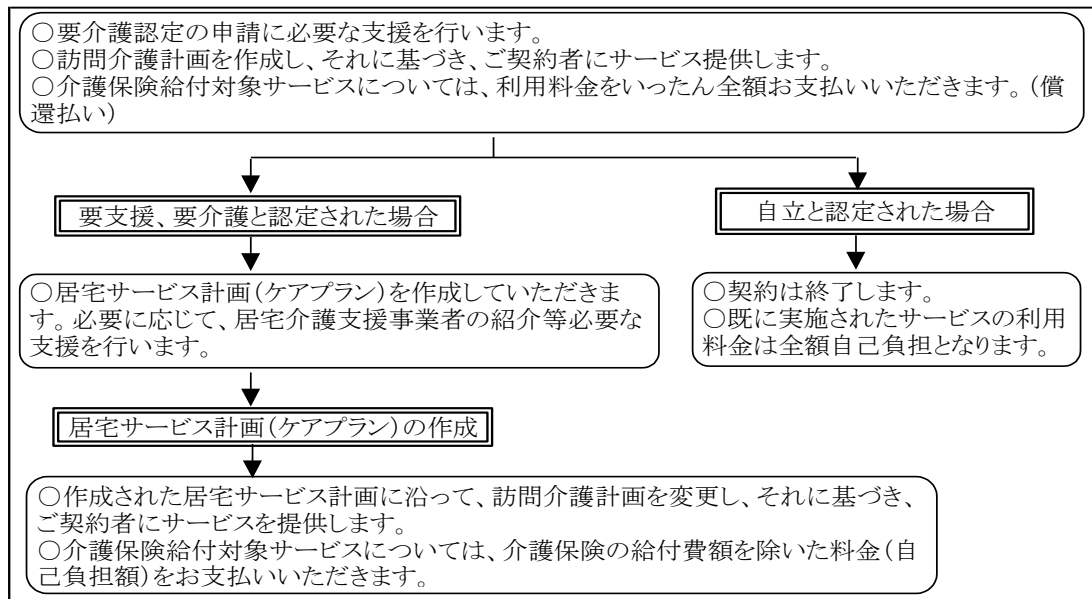


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ①要介護認定を受けている場合



## ②要介護認定を受けていない場合



## 2. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
  - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
  - ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
  - ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
  - ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
  - ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

## 3. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、

契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が死亡した場合</li><li>② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合</li><li>③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li><li>④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### （１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の○日前(※最大 7 日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご契約者が入院された場合</li><li>③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### （２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。